

平成 2 4 年度 研究者交流促進プログラムの手引き

平成 23 年 11 月

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

はじめに

大学共同利用機関は、「全大学の共同利用の研究所」として、昭和 46 年（1971 年）に文部省の下に創設されました。現在、さまざまな研究分野を代表する中核的な拠点として 17 の機関が設置され、それぞれ大学では、整備・維持が困難な大型な装置や最先端の設備、大量の学術データや貴重な資料を全国の研究者に無償で提供し、個々の大学の枠を超えた共同研究を推進しています。

平成 16 年（2004 年）の国立大学の法人化にともない、各機関は 4 つの法人の下に再編されました。その一つである情報・システム研究機構は、未来の学術研究の方向を見据え、21 世紀の重要な課題である生命、地球、自然環境、人間社会など複雑な現象に関する問題を解決するために、情報とシステムという観点から、相補的な研究所が連携協力する組織として発足しました。本機構の下には、国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所の 4 つの研究機関を擁し、また新たな研究パラダイムの構築と新分野の開拓のために、新領域融合研究センターとライフサイエンス統合データベースセンターの 2 つのセンターを整備しています。

本機構では、大学共同利用機関の使命である大学と機関との間の連携の強化、なかでも研究人材の交流の促進と活性化をさらに一層促進する試みとして、平成 22 年度（2010 年度）より「研究者交流促進プログラム」を開始しました。本プログラムは、大学に所属する研究者が、本機構の各研究所やセンターにおいて研究に従事することを希望する場合、公募・選考により、半年から 1 年の間、受け入れることとしています。採用された場合、研究者の身分や期間に応じて、派遣の間にかかる給与相当分等と諸経費からなる一定額を、交流促進のためのインセンティブとして、本機構が研究者の所属する大学に対して直接に支給することとしています。同時にこれにより、最先端の研究の推進や次世代を担う研究者の育成に役立てようとするものです。

なお、この手引きは、本プログラムへの申請・参加に際して、その主旨や詳細について、研究者及び大学に対する十分な理解と円滑な事業の推進が図れるように作成したものです。

本プログラムの制度に関し、ご不明の点がありましたら下記までご照会下さるようよろしくお願い申し上げます。

照会先

情報・システム研究機構 本部企画課研究支援係

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス2階

Tel: 03-6402-6211 E-mail: sokushin@rois.ac.jp

1. 本プログラムの対象者

原則として、我が国の国公立大学等（以下「大学等」という。）に所属する常勤の研究者（以下「研究者」という。）で、本プログラムに応募する時点で、その大学等に有給で1年以上在籍しており、本プログラムにおける研究終了時にも大学等に継続して在籍していることが要件です。本プログラムにおける研究期間中又は終了時に、定年、退職、辞職等が予定されている方は対象となりません。

また、上記研究者は大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「本機構」という。）の下にある国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所の4つの研究機関並びに新領域融合研究センター及びライフサイエンス統合データベースセンターの2つのセンター（以下「研究機関」という。）のいずれかにおいて、一定の期間（概ね6か月以上1年以下）、研究を実施できることが条件です。

2. 交流促進経費

(1) 交流促進経費

交流促進経費とは、大学等に所属する研究者が、本機構の研究機関において、一定の期間、研究することを促進するために、本機構が大学等に対して支給する経費を言います。交流促進経費には、上記の研究期間において、大学等が当該研究者に通常支給する給与・賞与等及び大学等において交流促進のために必要となる周辺の研究環境の整備等に充てる経費が含まれます。

(2) 支給対象期間

本機構が決定した研究期間が支給対象期間となります。

(3) 支給基準額

研究者の職位・経験年数に応じて、本機構が定める額（月額を基準）を研究者の所属する大学等に支給します。

職 位	経験年数	交流促進経費の級	支給基準額（円）
教 授	10 年以上	8	1,130,000
	10 年未満	7	970,000
准 教 授	3 年以上	6	850,000
	3 年未満	5	790,000
講 師	3 年以上	4	740,000
	3 年未満	3	660,000
助 教	5 年以上	2	680,000
	5 年未満	1	610,000

注① 職位は大学等における職位とします。保有する職位が教授等の名称でない場合は、本機構で読み替えて、受入時に通知します。

- ② 研究の開始月及び終了月において1か月に満たない研究期間がある場合は、それぞれの当該月の日数を基準にして日割り計算で算出(1,000円未満切捨て)します。

(4) 支給方法

交流促進経費は、3か月毎に、研究機関が作成する「研究実施確認報告書」に基づき3か月分をまとめて報告日の翌月の25日(休日の場合は、翌銀行営業日)に指定の銀行口座に振り込みます。なお、研究期間の前後に1か月未満の期間がある場合には、当該期間にかかる分については、前後の分と一括して支給することがあります。

(5) 支給要件

次の①から⑥までのすべてを満たす場合に限り支給するので、応募・請求にあたっては十分に留意して下さい。

- ① 本プログラムの対象となる常勤の研究者とは、大学等において研究教育の職務にあり、他の常勤職員と同様の勤務時間・形態で雇用され、法令が定める社会保険に加入している者であること。
- ② 大学等は、研究者に対し、研究期間中も給与等の支払いを続けること。
- ③ 大学等は、本機構から支給する交流促進経費を、本プログラムの実施に必要な事項の支給に充てること。
- ④ 大学等は、本プログラムに新たに参加が決定した場合は、本機構との間に下記に定める「研究者交流促進プログラムの実施に関する覚書」を締結すること。
- ⑤ 大学等は、本機構が定める様式によって支給に必要な関係書類を提出すること。
- ⑥ 大学等は、本プログラムが、世界水準の研究に取り組むことのできる研究環境を提供するものであり、本機構の命ずる研究業務に従事させるものではないため、機構と研究者の間には雇用又は業務委託関係は生じないことに同意し、別途、兼業依頼等を求めないこと。

3. 遠隔地支援経費

(1) 住居について

研究期間中の住居について、現住所からの通勤が困難な場合、研究者を受入れる研究機関は、保有する宿舍やゲストハウス等の公的宿舍を中心に安価な住居を有料にて斡旋することとし、次の上限額の範囲内で一定の免責額を控除した上で、当該研究者に実費を支給します。

本プログラムにより負担する費用は月額120,000円を上限とします。免責額は月額8,000円とし、家賃がそれ以下の場合は支援を行いませんが、それを超える場合は実際にかかった費用から免責額を差し引いた額を支給します。月の途中で入退去した場合であっても、実際に支払った賃借料により算定します。支給は「遠隔地支援経費請求書」に基づき、本人口座に振り込みます。

(2) 往復交通費について

(1)の遠隔地の住居にかかる支援を受けたとき、所属する大学等と研究機関との往復交通費（移動にかかる費用）と日当を、本機構の旅費支給規程に基づき、研究者に支給します。ただし1回限りとします。住居を移動しない場合を含めそれ以外の通勤、帰省及び研究等にかかる経費は支給しません。

支給は「旅費精算請求書」に基づき、本人口座に振り込みます。

注① 支給する交通費は、研究者本人分のみです。

② 航空機を利用した場合は、航空賃の領収書及び搭乗を証明する書類（搭乗券の半券等）を添付して下さい。

4. 本プログラムへの参加に関する覚書等

研究者が本プログラムへの参加が認められた場合は、大学等は、本機構との間で「研究者交流促進プログラム実施に関する覚書」を締結する必要がありますので、研究期間開始前に覚書に記入押印（公印）の上、本機構に提出願います。

なお、覚書は一度締結すれば、同一大学等の他の研究者についても有効ですので、研究者ごとに複数締結する必要はありません。

また、研究者には「誓約書」の提出を願います。

5. 支給経費の返還

本プログラムにおいて本機構より支給を受けた経費に関して、研究者及びその所属する大学等が、この制度に定める規定に違反したとき、あるいは虚偽の方法により支給を受けたことが明らかになった場合には、本機構は、かかる経費の支給決定を取り消し、既に支給したものの一部又は全部について返還を求めることとなりますので、ご留意下さい。

6. その他

・ 研究期間が年度をまたがる特例

プログラムは年度ごとに運営していることから、研究期間が年度をまたぐ場合の翌年度分の経費は翌年度以降に支給します。研究期間の終了日が翌年度以降になる場合、あるいは研究期間が1年を超えるような事態が生じる場合は、その実施等について研究機関等との協議が必要となるので、事前に相談願います。

7. 書類の提出先

関係書類の提出及び受入れの手続きの照会については、それぞれの研究機関に願います。

(1) 国立極地研究所

極地研・統数研統合事務部企画グループ（極地研担当）

〒190-8518 東京都立川市緑町 10-3

Tel: 042-512-0612 E-mail: gakujutu@nipr.ac.jp

(2) 国立情報学研究所

国立情報学研究所研究促進課支援チーム

〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

Tel: 03-4212-2116 E-mail: kaken@nii.ac.jp

(3) 統計数理研究所

極地研・統数研統合事務部企画グループ（統数研担当）

〒190-8562 東京都立川市緑町 10-3

Tel: 050-5533-8513 E-mail: kenkyo@ism.ac.jp

(4) 国立遺伝学研究所

国立遺伝学研究所研究推進課研究推進チーム

〒411-8540 静岡県三島市谷田 1111

Tel: 055-981-6712 E-mail: kenkyo-mail@lab.nig.ac.jp

(5) 新領域融合研究センター

新領域融合研究センター事務室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階

Tel: 03-6402-6211 E-mail: tric-jimu@rois.ac.jp

(6) ライフサイエンス統合データベースセンター

ライフサイエンス統合データベースセンター事務室

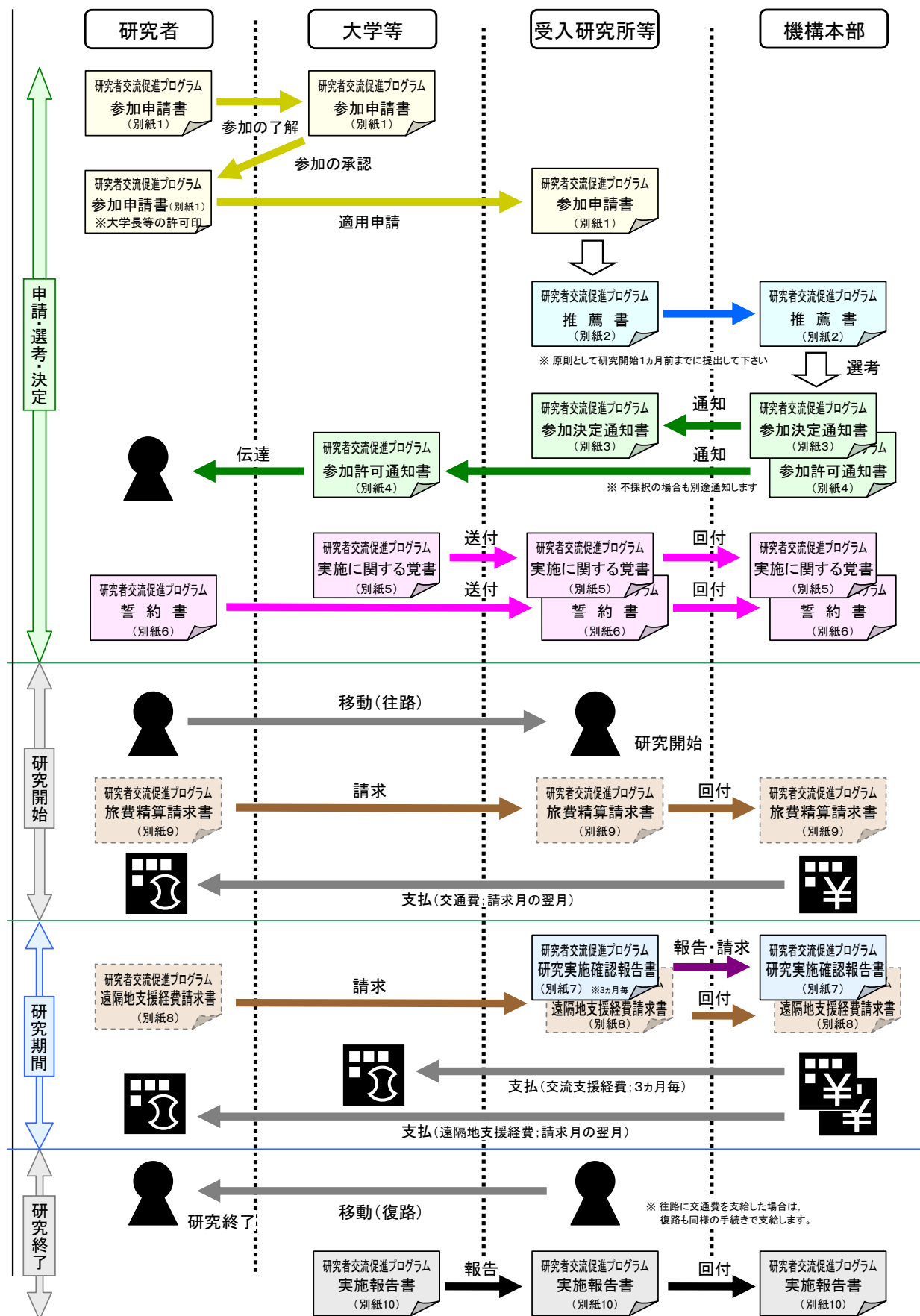
〒113-0032 東京都文京区弥生 2-11-16

Tel: 03-5841-6754 E-mail: dbcls-jimu@dbcls.rois.ac.jp

関係様式は以下のサイトよりダウンロード願います。

<http://www.rois.ac.jp/rep/index.html>

研究者交流促進プログラムに係る手続きの流れ



平成 年 月 日

(受入研究所等の長 宛)

大 学 等 名

所 属 ・ 職 名

氏 名

研究者交流促進プログラムの参加申請について

このことについて、下記のとおり申請します。

【研究者本人記載欄】

研 究 希 望 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (か月 日)
専 門 分 野	
研 究 テ ー マ	
研 究 概 要 (150 字以内)	
現職の在籍年数	年 月
本機構対応教員	所属 職名 氏名
遠隔地支援経費 の希望の有無	宿舍の貸与： 無・有 (現住所；) 交通費： 無・有 (最寄駅等；)

【所属大学等の長の記載欄】

大学等の長の許可	貴機構の上記プログラムへの申請者の参加が認められた場合は、貴機構との間で所定の様式による覚書を締結し、貴機構が認める研究期間及び研究機関内での研究への従事を許可します。 大学等名 代表者職・氏名 印
所属大学での措置	☐ サバティカル ☐ その他 ()
交流促進経費の使途 (予定)	☐ 申請者の給与補てん ☐ 代替要員の雇用 ☐ 研究環境の整備 ☐ その他 ()

別紙 2

平成 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

(研究所長・センター長名)

研究者交流促進プログラムの推薦について

このことについて、下記のとおり推薦します。

1. 対象研究者

推 薦 順 位	位 (推薦件数 件)
推 薦 理 由	
研 究 者 名	男・女 (外国人の場合国籍)
所属大学等 (部局) 職 名 (経 験 年 数)	大学等名 : 所 属 : 職 名 : (現職の経験年数 年 月)
所属大学等所在地	
専 門 分 野	
本 機 構 対 応 教 員	所属 職名 氏名
研 究 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (か月 日)
研 究 テ ー マ	
研 究 概 要 (150 字 以 内)	

2. 所属大学での措置

派 遣 区 分	☐ サバティカル	☐ その他 ()
---------	---------------------------------	----------------------------------

3. 受入内容等

[illegible]

※ 複数の申請がある場合は、1 件毎に作成してください。

別紙 3

平成 年 月 日

(受入研究所等の長宛)

情報・システム研究機構長

研究者交流促進プログラムの参加決定について (通知)

平成 年 月 日付け 号にて推薦のあったこのことについて、
下記のとおり参加を決定しましたので、通知します。

記

1. 対象研究者

研 究 者 名	男・女
所属大学等 (部局) 職 名 (経 験 年 数)	大学等名 所属 職 名 (現職の経験年数 年 月)
受 入 研 究 所 等 名	
本 機 構 対 応 教 員	所 属 職 名 氏 名
研 究 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (か月 日)
研 究 テ ー マ	

2. 受入内容

所属大学での措置	☐ サバティカル ☐ その他 ()
交流促進経費の級	
その他研究に対する 支 援 経 費	
そ の 他 特 記 事 項	

別紙 4

平成 年 月 日

(研究者の所属大学等の長宛)

情報・システム研究機構長名

研究者交流促進プログラムの参加許可について（通知）

このことについて、下記のとおり参加を許可します。

については、本決定に基づき、関係書類の提出をお願いします。

記

1. 対象研究者

研 究 者 名	男・女
所 属 部 局 職 名	所 属 職 名
受 入 研 究 所 等 名	
本 機 構 対 応 教 員	所 属 職 名 氏 名
研 究 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（ か月 日）
研 究 テ ー マ	

2. 参加内容

派 遣 区 分	☐ サバティカル ☐ その他（ ）
交 流 促 進 経 費 の 額	
そ の 他 研 究 に 支 給 す る 支 援 経 費	
そ の 他 特 記 事 項	

研究者交流促進プログラムの実施に関する覚書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙に所属する研究者（以下「当該研究者」という。）が本機構研究者交流促進プログラム（以下「本プログラム」という。）へ参加するにあたり、下記のとおり合意し、各々誠実にその義務を履行することを約束する。

第1条 甲は、当該研究者の本プログラムへの参加にあたり、本覚書に基づき、当該研究者の給与相当額、その他参加に伴う研究環境の整備等に要する経費（以下、「交流促進経費」という。）を乙に対し支給する。

第2条 交流促進経費等の金額、支給期間、支給方法その他支給に必要な事項は、「研究者交流促進プログラム実施要領」及び「研究者交流促進プログラムの手引き」に定めるところによる。

第3条 乙は、甲から交流促進経費の支給を受けるためには、当該研究者に直接給与を支払わなければならない。

第4条 乙は、当該研究者の研究期間終了後、速やかに甲の定める様式の実施報告書を甲に提出しなければならない。

第5条 乙は、偽りその他不正の手段又は過失により不要な経費の支給を受けた場合は、不要該当額を、甲に返還しなければならない。

第6条 甲は、当該研究者の参加期間中における安全確保に関し、常に善良なる管理者の注意を払うものとする。

第7条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合については、甲乙誠意を持ってこれを協議する。

本合意を証するため本書二通を作成し，記名捺印の上，甲，乙その一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門４－３－１３

大学共同利用機関法人

情報・システム研究機構長

乙

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

大 学 等 名 :

所 属 ・ 職 名 :

氏 名 :

誓 約 書

私は、この度、情報・システム研究機構が実施する研究者交流促進プログラムに参加するにあたり、貴機構により定められた以下の事項に同意し、遵守することを誓約します。

1. 本プログラムは、本機構が大学等の研究者に対し、世界水準の研究環境を提供するものであることを理解し、自己の責任において、与えられた諸条件のもとで研究活動を実施すること。

また、機構と研究者の間には雇用又は業務委託関係が無いことに同意し、別途、兼業依頼等を求めないこと。

2. 研究実施状況を、自己の所属大学等の長、受入研究所等の長及び担当教員に月毎に書面を以て報告すること。

3. 本プログラムの実施に伴い、発明等が生じた場合には、速やかに受入研究所等の長及び担当教員に通知し、当該発明等の持分、出願の可否、費用分担等について、協議すること。

4. 本プログラムで提供又は知り得た研究等の情報について、守秘義務を負うものとし、法律で義務づけられている場合を除き、参加期間中であると否とを問わず、第三者に漏洩しないこと。

5. 本プログラムにより得た成果等を論文等により発表する場合は、以下の例により本プログラムにより得た研究成果等であることを明示すること。

例)『本研究成果は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究者交流促進プログラムに参加したことにより得たものである。』

別紙 7

研究者交流促進プログラム研究実施確認報告書

平成 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

(研究所長・センター長名) 印

このことについて、下記のとおり本プログラムに係る研究の実施を確認しましたので報告します。

ついては、当該期間に係る交流促進経費を支出下さいますようお願いいたします。

記

研 究 者	所属大学等名： 氏 名：
当該研究者の研究期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
今回確認した研究期間 ※原則 3 か月毎に提出	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
交 流 促 進 経 費 の 額	円
大 学 等 振 込 口 座 ※ 2 回目以降は記載不要	銀 行 名 銀行 本・支店 口座種別 普通・当座 口座名義 (フリガナ)
特 記 事 項	

研究者交流促進プログラム遠隔地支援経費請求書

平成 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

所属大学等名

職 名

氏 名

印

本プログラムにおいて、使用する宿舎等に関する支援経費を以下のとおり請求します。

請求する宿舎の区分	本機構所有宿舎・民間アパート その他（ ）
請求理由 ※民間アパート、その他の場合のみ記入	
請求する賃借対象期間 及び賃借料	平成 年 月 日 から平成 年 月 日分 (月額賃借料 円 × ヲ月)
請求金額	円
特記事項	
振込先（本人用口座）	銀行名 銀行 本・支店 口座種別 普通・当座 口座名義（フリガナ）

※1 領収書等支払を証明する書類を添付して下さい。また、初回及び変更時は契約書等賃借内容を証明する書類も併せて添付して下さい。

2 敷金、礼金、共益費は支援の対象外につき賃借料には含めません。また、引越に係る費用も対象外とします。

3 請求理由及び振込先は、初回及び変更時のみ記載して下さい。

旅 費 概 算 精 算 請 求 書

別表第二（第一号様式（甲））

情報・システム研究機構長 殿					請求者	所属大学等名・部局			職名（又は職業）		職務の級		氏 名		旅 行 命 令 権 者 印								
													(印)										
概 算 額			精 算 額			追 給 額			返 納 額														
円			円			円			円														
年 月 日	出 発 地	経 路	到 着 地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航 空 賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料	
					路程	運 賃	急 料	行 金	特別車 両料金 その他	計	路程	運賃	特別船 室料金	寝 台 料 金 その他		計	定額	実費額	日 数	定 額	夜 数	定 額	夜 数
					キロメ ートル	円	円	円	円	キロメ ートル	円	円	円	円	円	キロメ ートル	円	日	円	夜	円	夜	円
合 計															キロメ ートル								
															円								
支 度 料	定 額		既 給 額		差 引 額		上記のとおり旅費を請求します。 平成 年 月 日 氏名 (印)								備 考	※研究者交流促進プログラム実施要項により援助に係る経費のみ支援 ※職員等マスタ登録依頼書を併せて提出願います。							
	円		円		円																		
法第三十五条の旅費			円																				

研究者交流促進プログラム実施報告書

平成 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

所属大学等名

代表者職・氏名

印

本プログラムにおける、研究の実施状況及び交流促進経費の収支について、以下のとおり報告します。

【研究者】

研 究 者	所属： 氏名：
研 究 実 施 内 容	

【収支】

(単位;円)

受入金額の合計	交 流 支 援 経 費	
支出金額の合計	管理部門に係る経費 1) 人件費 2) 物件費 3) 旅費 4) 謝金 5) その他	
	研究部門に係る経費 1) 人件費 2) 物件費 3) 旅費 4) 謝金 5) その他	
	その他の部門に係る経費 1) 人件費 2) 物件費 3) 旅費 4) 謝金 5) その他	
	合 計	

参考 2

情報・システム研究機構研究者交流促進プログラム実施要領

平成 24 年度に標記プログラムを実施するにあたり,必要な事項を以下のとおり定める。

1. プログラムの趣旨

機構を構成する研究所等において,大学等に所属する研究者に対し,世界水準の研究に取り組むことのできる研究環境を提供するプログラムを設けることにより,機構と大学等との間の人材交流を促進・活性化させ,次世代を担う研究者を育成する。

2. 実施方法

大学等に所属する研究者で,所属する大学等のサバティカル制度等を利用して機構の研究所等で研究を希望する者を,機構の研究所等において一定の期間受け入れる。

3. 応募対象者及び応募資格

主として我が国の大学等に所属する常勤の研究者で,プログラムへの参加について所属する大学等の長の了解が得られる者

4. 研究に従事する場所

機構の研究所及びライフサイエンス統合データベースセンター

5. 研究期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の所要の期間

6. 経費の負担

(1) 機構の研究所で研究に従事する間の研究者に対する給与相当額及び交流促進のために伴う周辺の研究環境の整備等に充てる経費

(2) 遠隔地での研究に従事するための住居及び交通にかかる支援経費

7. 申請及び決定

申請は機構の研究所長等の申請に基づき,機構長が予算の範囲内で決定する。

8. その他

この要領に定めるもののほか,実施に際し必要な詳細は別途定める。

